

事務連絡
令和2年7月9日

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市

児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

子ども食堂等を活用したつながり支援に関する取組事例集の公表等について

子ども食堂における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでに累次の事務連絡において、地域で多様な形態で運営されている実態を踏まえ、

- ・新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、その実施方法について検討すること
- ・実施に当たって活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること

等をお示ししてきたところです。

今般、「移行期間における子ども食堂の運営について」（令和2年5月29日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）記2においてお知らせしていた「支援対象児童等見守り強化事業」について、令和2年度第2次補正予算の成立を受け、同事業の実施要綱（別添1）、Q&A（別添2）等を発出しましたので、具体的な事務について参照いただき、積極的にご活用いただきますようお願いします。なお、本事業の趣旨を説明するため、本年7月22日に、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが、オンラインセミナーを開催（厚生労働省職員から事業の概要説明を実施予定）することになっていますので、参加をご検討いただきますようお願いします。

また、同事務連絡記3において、子ども食堂等を活用したつながり支援について、感染防止に配慮した好事例を収集の上、公表予定としていたところ、今般、各地域の実情に応じて取り組まれている事例の一部を公表しましたのでお知らせいたします。

特に、事例1においてご紹介している、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ作成の「こども食堂・フードパントリー開設簡易ハンドブック」は、感染症拡大防止に配慮しながら子ども食堂等を開催するために、準備段階から開催当日までにスタッフ及び参加者が留意すべき点をお示しするガイドラインとなっています。緊急事態宣言下に作成されたため、一部、現在とは状況が異なる記載等（※）もありますが、各地域の実情に応じて、参考にできる部分についてご活用ください。

※例えば、子ども食堂等に参加できない条件（P5・10 参照）について、

- ・「体温が 37.5℃以上の人」は、「体温が普段の平熱の範囲を超える人」に読み替える
 - ・「60 歳以上の人」は、参加者との直接の接触ができるだけ避けるよう留意した上でスタッフとなることは可能である点に注意する（P6・11 参照）
- など、適宜配慮の上ご活用いただくようお願いします。

なお、厚生労働省では、引き続き、別添の募集要領に基づき、各地域の実情に応じて感染防止に配慮した子ども食堂等のつながり支援の取組を行っている事例を収集しますので、把握されている事例がございましたら積極的に応募願います。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知をお願いするとともに、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添 1）

- ・支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

（別添 2）

- ・支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向け Q&A（7月8日付）

（別添 3）

- ・NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえホームページ
<https://musubie.org/news/2323/>

（別添 4）

- ・感染防止に配慮したつながり支援等の事例集
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html

（別添 5）

- ・こども食堂・フードパントリー開設簡易ハンドブック
https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2020/05/musubie_openguide_0511.pdf

（別添 6）

- ・感染防止に配慮した事例の横展開にかかる事例募集要領

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

（支援対象児童等見守り強化事業）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係
電話：03-5253-1111（内線 4896、4862）

（感染防止に配慮したつながり支援等の事例集）

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室政策第五班
電話：03-5253-1111（内線 7699）

子発0622第4号
令和2年6月22日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る
児童虐待・DV等支援体制強化事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業を下記により実施し、令和2年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 事業の種類

- 1 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業
- 2 児童の安全確認等のための体制強化事業
- 3 支援対象児童等見守り強化事業

第2 事業の実施

各事業の実施は次によること。

- 1 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業実施要綱（別添1）
- 2 児童の安全確認等のための体制強化事業実施要綱（別添2）
- 3 支援対象児童等見守り強化事業実施要綱（別添3）

支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

1 事業の目的

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施者

実施者は、市町村が委託又は補助する子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）とする。

4 事業内容

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の（1）を実施し、必要に応じて（2）から（4）を実施する。

- （1）子ども等の状況の把握
- （2）食事の提供（配達等を含む。）
- （3）基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- （4）学習習慣の定着等の学習支援

5 実施方法

- （1）市町村は、民間団体等に対して支援対象児童等の様子や家庭状況等について報告を依頼し、適宜、報告のあった情報については、必要に応じて関係機関が情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげること。
- （2）本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子どもに限らず、市町村が見守りを必要と判断した子ども等が含まれること。
- （3）事業に携わる者は、支援対象児童等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

6 留意事項

- (1) 4の(1)については、食事の提供を伴わない子ども等の状況の把握も含まれること。
- (2) 食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等による子ども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市町村が必要と認めた子ども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (4) 子ども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ＩＣＴ機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討すること。
- (5) 実施主体から実施者への支払いに当たっては、概算で請求書を徵し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に配慮すること。

7 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

8 費用

本事業に要する費用の一部又は全部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

事務連絡
令和2年7月8日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向けQ & Aについて

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
今般、令和2年度第二次補正予算が成立したことを受け、補助事業に係る交付要綱を本日付で発出いたしました。

このうち、「支援対象児童等見守り強化事業」の実施に係るお問い合わせの多い内容につきまして、別添Q & Aにまとめました。

各自治体におかれては、本Q & Aを参照いただき、本事業の積極的な実施に向けて検討をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室
TEL：03-5253-1111（代表） 調整係（内4896・4862）

Q 本事業の対象児童は、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に限られるのか。

A 本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

Q 本事業の実施者である民間団体等は、要保護児童対策地域協議会の構成員である必要があるか。

A 本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

Q 本事業の事業内容について

A 実施要綱の4でもお示ししているとおり、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の（1）を実施し、必要に応じて（2）から（4）を実施することになります。

- （1） 子ども等の状況の把握
- （2） 食事の提供（配達等を含む。）
- （3） 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- （4） 学習習慣の定着等の学習支援

Q 本事業の実施に当たり、市町村や民間団体等はどのような取組を行う必要があるか。

A 市町村は、民間団体等のスタッフが家庭を訪問するなどして把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等について、適宜、情報共有を図る必要があります。また、民間団体等の連絡により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる必要があります。

Q 支援対象児童等の見守りを行うには、どのような方法が可能か。

A 支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症拡大防止の観点からICT機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

なお、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で行うことが可能です。

Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。

A 1か所当たりとは、1民間団体等を指します。

Q 補助対象費用について、具体的にどのような経費が対象になるか。

A 民間団体等の支援スタッフの人事費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。

例)

訪問人員の人事費や食品・日用品の購入費

食品企業などからの寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカ一代

食料品の宅配に係る費用（交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など）

梱包や食品保健のための保管費用、会場費

事務局機能の費用（支援開始の準備、食品・日用品等の手配や支援対象児童等の状況の管理等を行うスタッフの人事費等）

Q 新たに自動車等を購入することは可能か。

A 事業終了後においても資産価値が残存することとなり、補助対象となります。

Q 他事業による補助等を受けている場合、本事業の対象になるか。

A 実施要綱の8でもお示ししているとおり、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とはなりません。

Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること※や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

※ 参考

○ 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○ 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）（抄）

（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

(2)③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかつた関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。



寄付をする

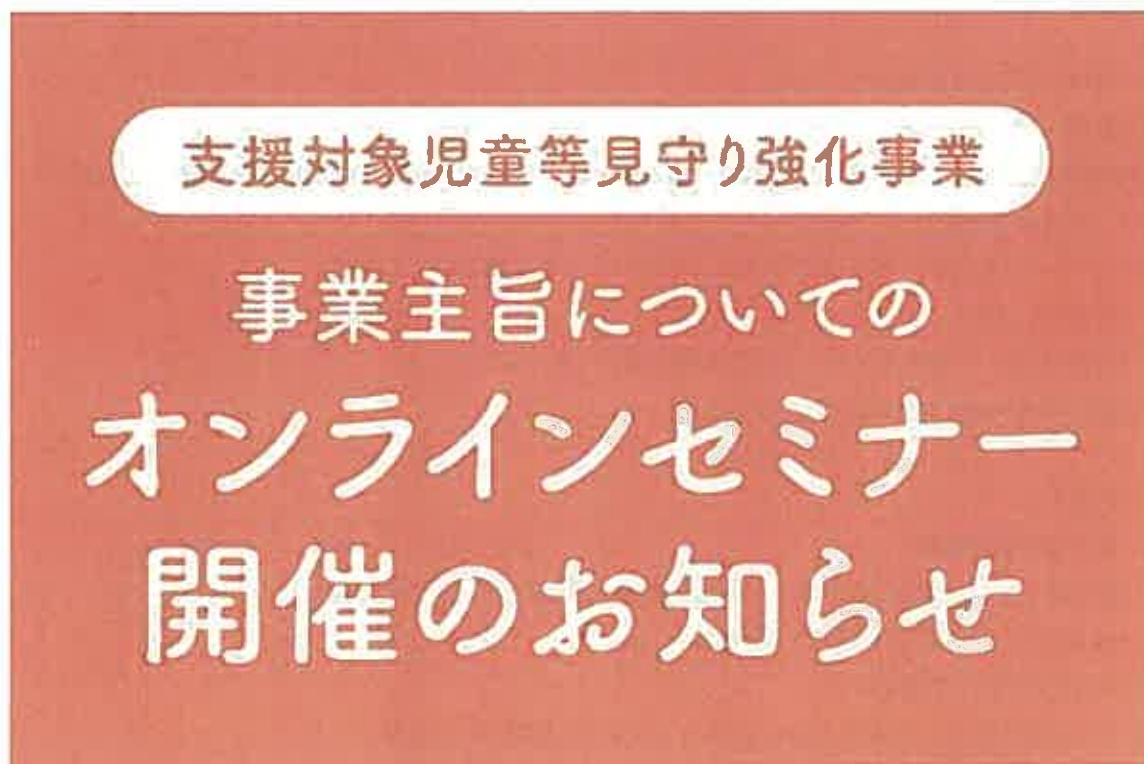
新着情報



2020-07-08

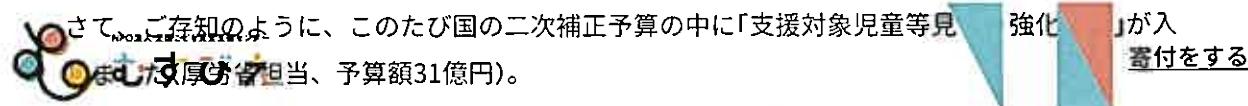
【ご案内】「支援対象児童等見守り強化事業」オンラインセミナーのお知らせ(7/22)

その他



国の二次補正予算の中に「支援対象児童等見守り強化事業」が入りました(厚労省担当、予算額31億円)。

この事業の趣旨を正しく伝えるため、厚労省の担当課長(変更の可能性あり)にお越しいただき、オンラインセミナーを下記の要領で開催します。
こども食堂関係者の方、自治体関係者の方のご参加をお待ちしています(どなたでも参加できます)。



この事業は、以下を目的としています(実施要項より抜粋)。

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする」

このたび、本事業の趣旨をより正確にお伝えし、事業実施のイメージを持っていただくために、以下の概要でオンラインセミナーを開催することとしました。

全国のこども食堂のみなさま、自治体担当者のみなさまのご参加をお待ちします。

ふるってご参加いただければ幸いです。

【日時】 7月22日(水)13~14時

【会場】 オンライン

*申込確認画面に、オンライン会議ツールZoomのアドレスが表示されます。そのURLをコピーして、当日まで保管してください。

*オンラインセミナーの様子は録画し、後日本サイトに掲載いたします。

【参加費】 無料

【参加方法】 下記申込フォームよりお申し込みください

<https://forms.gle/dKenaiZoD76nnfWw5>

【内容】

- ・本事業の概要説明

厚労省子ども家庭局 虐待防止対策推進室長 柴田拓己氏(変更の可能性有り)

- ・本事業についての趣旨確認・意見交換

柴田氏(変更の可能性有り)

NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長 湯浅誠

- ・こども食堂の個別支援実践例の紹介

- ・質疑応答

[前の記事](#)

[次の記事](#)

[新着情報一覧へ](#)

感染防止に配慮したつながり支援等の事例集一覧

区分	事例No.	取組名称	運営団体	連絡先		都道府県	感染拡大前取組内容							感染拡大後対象者							感染拡大後取組内容									
				電話番号	メールアドレス		子ども食堂	支援者への支援（中間支援）	食糧支援（食料配達）	見守り	DVシェルター	集いの場・交流サロン	生活支援（代行）	体操（介護予防）	支援者	子ども	ひとり親世帯	困窮世帯	子育て世帯	高齢者	地域住民	フードバンタリー	支援者への支援（中間支援）	食糧支援（食料配達）	見守り・訪問	手紙・オンライン	DV・虐待への対応	体操（運動）	自宅での取組	生活支援
		※取組名称をクリックすると事例が表示されます。																												
子育て	1	「こども食堂・フードバンタリー開設簡易ハンドブック」の制作	NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	03-4213-4295	kodomo@musubie.org	東京都	●	●								●	●	●	●	●			●							
子育て	2	フードバンタリー・お弁当配布時の危機管理動画制作	NPO法人チャイルドケアセンター	092-502-8822	kodomo@npo-ccc.net	福岡県	●	●	●				●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
子育て	3	埼玉県子ども食堂ネットワーク	埼玉県子ども食堂ネットワーク	048-789-7340	saitamakodomoshokudo@ai-kenchikukoubou	埼玉県	●	●								●	●	●	●	●			●	●						
子育て	4	さいたま子ども食堂	さいたま子ども食堂	048-789-7340	saitamakodomoshokudo@ai-kenchikukoubou	埼玉県	●						●			●	●	●	●	●			●	●						
子育て	5	災害の経験から立ち上げた子ども食堂	NPO法人U.grandmaJapan	0895-22-0326	info@u-grandma.jp	愛媛県	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
子育て	6	フードバンタリー事業	せんだいこども食堂		sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	宮城県	●	●	●							●	●	●	●	●		●								●
子育て	7	魔女宅プロジェクト	せんだいこども食堂		sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	宮城県	●	●								●	●	●	●	●			●							●
子育て	8	白やぎプロジェクト	せんだいこども食堂		sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	宮城県	●	●								●			●						●					
子育て	9	つながる支援	特非) 秋田たすけあいネットあゆむ	018-862-6777	akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp	秋田県	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●			

事例 1

「こども食堂・フードパンtry開設簡易ハンドブック」の制作

分類：

居場所

アウトリーチ

相談

学習支援

見守り

住民主体

支援者支援

運営団体基本情報

● 運営団体名	NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	● 代表者名	湯浅誠	● 所在地	東京都渋谷区代々木2-12-2
● スタッフ構成	有給・ボランティア等15名	● 運営財源	主に寄付		
● 連絡先	TEL: 03-4213-4295 Mail:kodomo@musubie.org	● ホームページ(参考情報)	www.musubie.org		

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	(こども食堂を通じた) 子・保護者・地域住民	● 活動頻度	毎日	● 活動場所	全国
● 活動の形態	こども食堂 (の支援)	● 平均利用者数	推計で全国160万人	● 利用料金	なし

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具 體 的 な 活 動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	1) こども食堂の地域単位のネットワーク化を支援し、こども食堂の活動環境を整えること、2) 企業・団体へのコンサル・支援仲介・こども食堂とのマッチング、3) 全国箇所数調査などの調査・研究、の3事業を軸に、こども食堂の支援を通じた、よりインクルーシブな地域づくり、社会づくりに取り組んできた。	●活動経費	ほぼすべて寄付と無償協力。本ハンドブック作成にあたっても、監修の小児科医、協力団体の「みんなや食堂」には無償で協力をいただいた。頒布も無償頒布（ホームページからダウンロード）。
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	当団体調査で4月時点で10%が居場所開催、46%がフードパンtryなどの食材・弁当配布活動を実施していることが判明したため、「新型コロナウィルス対策緊急プロジェクト」を実施し、米などの食材・アルコール製剤などの物資を延べ681箇所に提供（5月時点）、また資金提供する「むすびえ・こども食堂基金」も立ち上げ、総額5800万円を延べ143団体に提供。その他、「こども食堂・フードパンtry開設簡易ハンドブック」の作成・頒布、再開支援、こども食堂・フードパンtryの両立支援（現在クラウドファンディングを実施中）、オンライン交流会の実施など、こども食堂に対し、物心両面の支援をパッケージで行っている（キャッチフレーズ「支える人を、元気に」）。	●その他、特記事項	今後も全国を対象に、できることすべてに取り組んでいく。「むすびえ・こども食堂基金」は第5回助成までを想定。また、梅雨時期に入り、弁当配布に対する食中毒懸念が高まっていることから、この件にも対応する。今回のような非常時には、平時からのつながりの重要性が痛感される。東日本大震災や西日本豪雨水害の経験から生まれたこども食堂が、今回困難な状況下でも生活困難家庭の暮らしを支えたのは偶然ではない。その循環をより活性化させる2020年代とし、2030年のSDGsゴールに備える。
●取組の効果		<p>会場は、可能な限り「密閉・密集・密接」を避けるようなレイアウトとなるよう留意する。参加者が対面したり、混雑が生まれたりしないよう、来場から退場までの動線を工夫する。</p> <p>会場は、可能な限り「密閉・密集・密接」を避けるようなレイアウトとなるよう留意する。参加者が対面したり、混雑が生まれたりしないよう、来場から退場までの動線を工夫する。</p> <p>会場は、可能な限り「密閉・密集・密接」を避けるようなレイアウトとなるよう留意する。参加者が対面したり、混雑が生まれたりしないよう、来場から退場までの動線を工夫する。</p>		

本「簡易ハンドブック」より

(衛生中央病院総合診療科の玉井道則医師が作成した「新型コロナウィルス感染症をうごこらるための説明書(全国版)」より)

事例2

こども食堂フードパントリー・お弁当配布時の危機
管理動画制作

分類：

居場所

アウトリーチ

相談

学習支援

見守り

住民主体

支援者支援

運営団体基本情報

● 運営団体名	NPO法人チャイルドケアセンター	● 代表者名	大谷清美	● 所在地	福岡県大野城市白木原1丁目14-22
● スタッフ構成	保育士・幼稚園教諭・教員・地域ボランティア	● 運営財源	市からの委託事業・自主事業・寄付		
● 連絡先	TEL:092-502-8822 Mail: kodomo@npo-ccc.net	● ホームページ(参考情報)	http://npo-ccc.net/		

新型コロナウイルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	筑紫地区こども食堂・地域の子ども・要支援世帯・高齢者等	● 活動頻度	毎月1回~2回	● 活動場所	エフコープ太宰府支所 西松建設(株) 平和寮
● 活動の形態	おおのじょうこども食堂みずほ町の開催・ふくおか筑紫こども食堂ネットワーク・筑紫フードバンク事務局	● 平均利用者数	80人~100人	● 利用料金	無料

【活動の特徴と新型コロナウイルス感染症対策】

具体的な活動	●新型コロナウイルス感染症拡大前	<p>2015年12月、こども食堂の立ち上げ支援を開始し、筑紫地区5市（大野城、春日、太宰府、筑紫野、那珂川）のこども食堂の立ち上げや運営に対する支援を行ってきた。2016年7月には、こども食堂に特化した「ふくおか筑紫フードバンク」を立ち上げ、現在は事務局を担っている。その後、ふくおか筑紫フードバンクと、エフコープ生活協同組合・西松建設（株）と協定を結ぶための橋渡しをするなど、こども食堂への食料支援を含め、持続的な活動ができるよう運営支援を行ってきた。</p>	● 活動経費	フードパントリー事業では、食料品の受け入れ・保管は、エフコープ生活協同組合と西松建設（株）が無償対応をしてくださっているため保管に関する経費はかかっていないが、食料品を配布する際に必要な袋やチラシ、運搬のためのトラック、ガソリン代などの運営経費は当団体より補填している。
	●新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫	<p>ふくおか筑紫フードバンクが主催するパントリーは、地域と深いつながりを構築している筑紫地区のこども食堂を窓口とする仕組みを企画。ふくおか筑紫フードバンクとエフコープ生活協同組合・筑紫女子学園大学と実行委員会を組織し、地域のつながりを活かした「こども食堂のアウトリーチ支援」という新たなフレームの中で、食材を介して新たな人・団体のつながりが生まれ、地域のニーズを把握することができている。また、お弁当の配布を始めるこども食堂が増えていることを受け、お弁当の取り扱いやメニューについて、エフコープ生活協同組合と協働で動画を制作。こども食堂の皆さんのが安心安全の中で活動ができるよう、様々な手法で支援体制を整えている。</p>	●その他、特記事項	<p>★市町村基本情報 福岡県筑紫地域 福岡県の4つの地域区分のうち福岡地方に属する、大紫野市・春日市・筑紫野市・太宰府市・那珂川市の5市で構成される。5市合計人口は441,174人 ★参加者の感想 ・こども食堂は来てもらわないと繋がることができなかったがパントリー活動によって、こちらからアクションを起こすことができるようになり、今まで見えていなかった要支援家庭に支援の手が届けられることになった。</p>
●取組の効果			 	

事例3 埼玉県子ども食堂ネットワーク

分類： 居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体 支援者支援

運営団体基本情報

● 運営団体名	埼玉県子ども食堂ネットワーク	● 代表者名	本間香	● 所在地	さいたま市緑区原山3-20-9
● スタッフ構成	埼玉県内130カ所の子ども食堂運営者	● 運営財源	助成金		
● 連絡先	TEL: 048-789-7340 Mail:saitamakodomoshokudo@ai-kenchikukoubou			● ホームページ（参考情報）	saitama-kodomoshokudou-network.org

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	多世代・障碍者・子供・シングルファミリー	● 活動頻度		● 活動場所	古民家カフェ藍
● 活動の形態	子ども食堂	● 平均利用者数		● 利用料金	0円（自己所有）

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具 体 的 な 活 動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	<p>①発足して3年になります。</p> <p>②埼玉県内130カ所の子ども食堂と連携し、食材支援・情報支援・人材育成などの取り組みをしてきました。</p> <p>③マイスター制度を設け、17人をマスターに任命。新規に子ども食堂を立ち上げたい方へのアドバイスやボランティア受け入れ交流も行っています。</p>	●活動経費	<p>①共同募金会（20万円）</p> <p>②寄付等</p>
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	<p>①3月2日の休校以来、3密を防ぐためお弁当配布と食材配布に切替えた子ども食堂に対し、行政（県）や企業との連携のもと、多くの食材を各子ども食堂にお届けしました。</p> <p>②埼玉県内を13のエリアに分け、各地にステーションキャブテンを置いています。その方々が中心拠点となるさいたま市（さいたま子ども食堂）に食材を引き取りに来ます。</p> <p>③そこから各エリアに戻り、数カ所の子ども食堂が引き取りに来る、また各子ども食堂で「プチパントリー」と称した食材配布を行うといった全県での活動を行いました。</p> <p>④埼玉県内給食センターから出る給食廃材（賞味期限が十分あるものだが廃棄するしかないもの）などを、多い時で26トン引き受け、全県に配布しました。</p> <p>⑤都内飲食店に卸す予定の食材、デパートに卸すケーキなども頂き、各家庭に配布できました。</p> <p>⑥3・4・5月、月に2回の全県取り組みとなりました。</p>	●その他、特記事項	<p>子どもの居場所・子ども食堂はまさに3密状態です。以前のように開催はできませんが、皆で知恵を出し合い継続的に子どもたちへの声掛けや母親からの生活困窮相談、育児相談も受けております。</p> <p>今後もお弁当配布・食材配布をしながら、ダイレクトに困窮世帯支援に取り組みます。</p> <p>★埼玉県基本情報 東京隣接の都市部と秩父などの山間部、熊谷深谷などの農村北部といくつもの顔を持ちます。</p>
●取組の効果		<p>①【プチパントリー】開催の中で、生活困窮者が多くなっていることを確実に掌握できました。</p> <p>②6月以降今までのような子ども食堂は開催できないため、年内迄は【笑顔応援企画】と題し、お弁当配布・食材配布・個別悩み相談会を月2回を目標に全県で実施しています。</p>		  

事例4 さいたま子ども食堂

分類：居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体 子ども食堂

運営団体基本情報

● 運営団体名	さいたま子ども食堂	● 代表者名	本間太一	● 所在地	さいたま市緑区原山3-20-9
● スタッフ構成	5人	● 運営財源	助成金・参加費・自己資金		
● 連絡先	TEL: 048-789-7340 Mail:saitamakodomoshokudo@ai-kenchikukoubou		● ホームページ（参考情報）	saitamakodomoshokudo.ai-kenchikukoubou.jp	

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	多世代・障碍者・子供・シングルファミリー	● 活動頻度	毎週1回	● 活動場所	古民家カフェ藍
● 活動の形態	子ども食堂	● 平均利用者数	60人～70人	● 利用料金	0円（自己所有）

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具 体 的 な 活 動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	①毎週土曜日夕方5時から7時半開催。 ②ご飯のほかに、大人が生きる力を伝える1時間があります。語学（英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・ドイツ語）音楽（和太鼓・琴・オカリナなど）、犬と触れ合う命の時間、防災教室など多彩です。 ③ボランティア研修の場にもなります。	●活動経費	①共同募金会（10万円） ②さいたま市多世代会食助成金（6月より開始） ③自己資金
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	①3月2日の休校以来、3密を防ぐためお弁当配布と食材配布に切り替え、毎週開催してきました。 ②子ども食堂でできた「絆」を大切にする目的でしたが、思う以上に新規の方が増えました。特に、シングルファミリーと多子家族（3人以上）の申し込みが多いです。 ③埼玉県子ども食堂ネットワークの「プチパントリー」と連携し、埼玉県内給食センターから出る給食廃材（賞味期限が十分あるものだが廃棄するしかないもの）などを、毎週40世帯に配布。多い週は150世帯に配布しました。 ④都内飲食店に卸す予定の食材、デパートに卸すケーキなども頂き、各家庭に配布できました。 ⑤地元農協からも野菜支援をいただき、冷凍食品などと合わせ配ることができ、地域活性にお役に立てました。	●その他、特記事項	子どもの居場所・子ども食堂はまさに3密状態です。一堂に会することは困難ですが、絆を大切に子どもへの声掛けや母親からの生活困窮相談、育児相談も受けております。当面今年いっぱいは、この形態のお弁当配布・食材配布をしながら、ダイレクトに困窮世帯支援に取り組みます。 ★市町村基本情報 埼玉県さいたま市 緑区 埼玉県中心部の都市圏に位置する。東京通勤家族が多い。
●取組の効果	①3・4・5月と12回開催の中で、生活困窮者が多くなっていることを確実に掌握できました。 ②もらいに来る家庭がそこで終わりではなく、近隣友人にもお分けする「ハブ」になっていたいただき、共々に「プチパントリー」に携わる実感を持ちました。生活困窮者が、更にもう一軒の方にお配りするなど、必要世帯に輪が広がりました。 ③3月からドライブスルー式でのお渡しをしています。	 		

事例5 災害の経験から立ち上げた子ども食堂

分類： 居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体

運営団体基本情報

● 運営団体名	NPO法人U.grandmaJapan	● 代表者名	松島 陽子	● 所在地	愛媛県宇和島市柳形町2丁目1番8号
● スタッフ構成	10名（地域住民、PTAの関係者、団体スタッフ）	● 運営財源	寄付金及び助成金		
● 連絡先	TEL: 0895-22-0326 Mail: info@u-grandma.jp	● ホームページ（参考情報）	http://u-grandma.jp/		

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	限定なし（子どもから高齢者に至る）	● 活動頻度	毎日	● 活動場所	宇和島NPOセンタcarriage及びともえの里倉庫
● 活動の形態	災害支援及び中間支援、子ども食堂	● 平均利用者数	毎日10人前後（子ども食堂は100人）	● 利用料金	無料。子供食堂の大人は200円

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具 体 的 な 活 動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	2018年7月7日に発生した豪雨災害後に立ち上げた団体です。被害の大きかった吉田町を中心にコミュニティサロンに訪問し悩み事や困りごとを傾聴し、行政とのつなぎ役として中間支援組織として活動。災害時には宇和島市からの依頼で炊き出しのコーディネート役として行政、企業、NPOとのグループLINEを利用しコレクティブインパクト災害支援をおこなった。災害からコミュニティの大切さを感じ子ども食堂や子どもの社会体験や防災教育など南海トラフ地震を見据えた活動をしている。	●活動経費	災害支援における中間支援においては助成金によりコーディネーターを配置（市が協力）。子ども食堂、その他の運営経費や事業費は助成金申請と寄付並びに会費により捻出している。
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	子ども食堂の開催が中止となり、ひとり親世帯や貧困となる子どものいる世帯を中心にフードパントリーを開催。周知方法は地域校区の学校長に協力依頼しチラシを全世帯に配布し、LINE@を活用した参加登録をしていただき、ライン上で個人情報をアンケート方式により記入し登録。その後支援の内容やニーズ調査を当団体理事3名対登録者1人で生活相談や就職支援など行ってきた。また既存の母子寡婦協会とも連携し休校中のひとり親世帯中心にお弁当配達（地元の業者支援）、食事の提供の支援も行う。学童保育での子どもたちの食事支援などを支援。社協での生活困窮者貸付申込者で気になる方への物資支援を連携して行う。	●その他、特記事項	今回の新型コロナウィルス感染症も災害時と同じ有事であると感じている。どんな有事でも人と人とのつながりや支えあいが一番重要であり、行政、社協、学校、企業、NPO団体が連携して地域の課題解決に向けて事前に「顔のみえる関係」を築いておくことや情報の共有など日ごろからの関係性の構築をしているかどうかで素早い対応に差があると思う。地域の力で地域を支える町づくり人づくり（地元愛を育てる）に今後も力を注いでいく。 (支援を受けた方からのコメント) 家族以外の人がこんなにも自分たちの心配してくれてると思うと勇気づけられました（ひとり親世帯の方から）
●取組の効果		<p>LINE@の登録により、いつでも相談できるツールになった。現在約108世帯の登録があり次回の食材支援や子ども食堂、アルバイト情報など素早い情報配信が可能になった。今後も登録世帯を増やすために連携している宇和島市とも情報共有していく。食材提供により口コミでの登録も多かった。</p>    		

事例6 フードパントリー事業

分類： 居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体 食糧支援

運営団体基本情報

● 運営団体名	せんだいこども食堂	● 代表者名	共同代表；門間尚子・山城秋美	● 所在地	宮城県仙台市宮城野区
● スタッフ構成	10人（中心的なボランティアスタッフ数。無償。全員が本業を持っている。）	● 運営財源	国内外の助成財団からの助成金と個人からの寄付。		
● 連絡先	Mail:sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	● ホームページ（参考情報）	https://www.facebook.com/sendaikodomosyokudo/ https://www.sendaikodomosyokudo.com		

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	0歳から18歳までのこどもとその保護者	● 活動頻度	こども食堂開催；月2回（第1・第3日曜日） 他準備等にかかる活動；月5回	● 活動場所	仙台市青葉区・若林区・宮城野区
● 活動の形態	こども食堂	● 平均利用者数	30-50人（会場毎に異なる）	● 利用料金	こども無料。大人300円

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具 体 的 な 活 動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	<ul style="list-style-type: none"> こども食堂活動（2016年4月～2020年2月末日） 月2回・仙台市内3ヶ所にてこども食堂を日曜日の17:00-19:00に開催してきた。夕ごはんを囲むだけではなく、他世代交流を大切に、味噌づくりや生産者との交流、音楽家との合同演奏、格闘家との体力づくりなど、様々な大人との関わりをこどもたちに提供してきた。 こども食堂中間支援活動（2016年2月～現在） 宮城県内でこども食堂の立ち上げ・継続支援を行う。団体同士はもちろんのこと、団体と企業や生産者・自治体・寄付者やボランティア等をつなぎながら、こども食堂活動の広がりを応援してきた。 	●活動経費	共同募金会、真如苑、フィシュ財団（アメリカ・ボストン）、NPO法人JEN、長友基金からの助成金と個人の方からの寄付金。食糧提供は、活動休止中のこども食堂をはじめ、農家・企業・寺院・教会・個人・フードバンク・こども食堂中間支援全国組織やシングルマザー全国協議会等から。
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	<ul style="list-style-type: none"> フードパントリー事業（3月8日～3月末日） 宮城県内のひとり親世帯向けにフードパントリーを毎週日曜日に行った。4回開催。利用世帯数301世帯。食糧提供者数901人。食糧総量約3t。 ※2月下旬から3月第一週目に、コロナ禍での活動ガイドラインを公表、また団体内のIT・オンライン化を進めることで、社会的にも団体内においても、安心感や信頼感を得ることができた。本取り組みはその後数ヶ月に渡り、寄付をはじめとする様々な形として効果が出てきている。 	●その他、特記事項	<p>コロナ禍での経験から、左記事業と並行して団体の基盤強化に力を入れている。また、非常時によりスピード感を持って、こどもたちや家庭・地域のニーズに対応できるような仕組みづくりを要望書にまとめ、宮城県と仙台市へ提出した。</p> <p>4月中旬には、コロナ禍における宮城県内のこども食堂の状況を調査。現在（6月）は、コロナ禍におけるこども食堂の活動状況及びアフターコロナに向けた調査を行なっている。これらの調査結果を、こども食堂助成団体へ提供し、こども食堂支援のより良い仕組みづくりに活かしていく予定。</p> <p>また、今後は、県内のこども食堂の再開支援にも注力する。</p> <p>★市町村基本情報 宮城県仙台市 宮城県中部に位置する政令指定都市。 人口 1,064,861人（2020.6.1現在） 高齢化率23.7%（2019.3.31現在）</p>
●取組の効果		<p>県内のこども食堂が応援に駆けつけフードパントリー活動を経験することで、4月から県内各地でこども食堂主催のフードパントリーが行われるきっかけとなった。</p>		



事例7 魔女宅プロジェクト

分類： 居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体 食糧支援

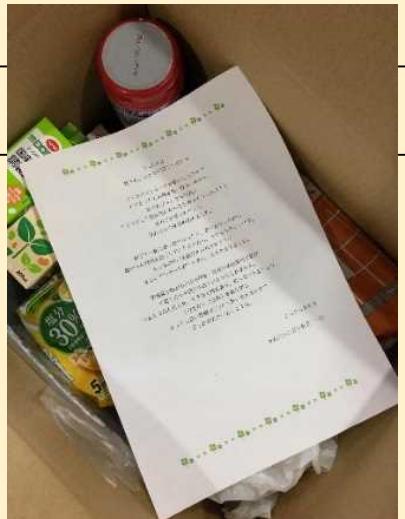
運営団体基本情報

● 運営団体名	せんだいこども食堂	● 代表者名	共同代表；門間尚子・山城秋美	● 所在地	宮城県仙台市宮城野区
● スタッフ構成	10人（中心的なボランティアスタッフ数。無償。全員が本業を持っている。）	● 運営財源	国内外の助成財団からの助成金と個人からの寄付。		
● 連絡先	Mail:sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	● ホームページ（参考情報）	https://www.facebook.com/sendaikodomosyokudo/ https://www.sendaikodomosyokudo.com		

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	0歳から18歳までのこどもとその保護者	● 活動頻度	こども食堂開催；月2回（第1・第3日曜日）他準備等にかかる活動；月5回	● 活動場所	仙台市青葉区・若林区・宮城野区
● 活動の形態	こども食堂	● 平均利用者数	30-50人（会場毎に異なる）	● 利用料金	こども無料。大人300円

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具体的な活動 ●新型コロナウィルス感染症拡大前	※事例6参照	●取組の効果 郵便物やお届けものが少ないひとり親世帯では、宅配が届くことが家族の喜びになっている。こどもたちにとっては「プレゼント」であり、親にとってはひとりで必死に踏ん張り、頑張ってきた「労い」や「励まし」にも感じられると聞く。コロナ前からの困窮がさらに深刻化し、絶望を感じていたと語る方も少なくない。月1回の宅配が、親子に与えるものは、単にお腹を満たす食糧という意味だけではなく、生きる喜びや支え、希望や力になっていることがわかってきてている。毎回、アンケートの記入がどんどん多く・濃くなっている。また、返送也非常に速いことから、各世帯と団体の心の距離が近くなっていることが伝わる。
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	●活動経費 ※事例6参照
	●その他、特記事項 ※事例6参照	

事例8 白やぎプロジェクト

分類： 居場所 オウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体

運営団体基本情報

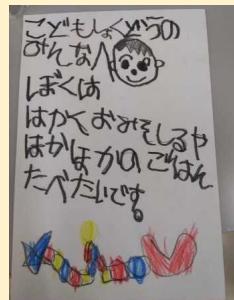
● 運営団体名	せんだいこども食堂	● 代表者名	共同代表；門間尚子・山城秋美	● 所在地	宮城県仙台市宮城野区
● スタッフ構成	10人（中心的なボランティアスタッフ数。無償。全員が本業を持っている。）	● 運営財源	国内外の助成財団からの助成金と個人からの寄付。		
● 連絡先	Mail:sendaikodomosyokudo2016@gmail.com	● ホームページ（参考情報）	https://www.facebook.com/sendaikodomosyokudo/ https://www.sendaikodomosyokudo.com		

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	0歳から18歳までのこどもとその保護者	● 活動頻度	こども食堂開催；月2回（第1・第3日曜日）他準備等にかかる活動；月5回	● 活動場所	仙台市青葉区・若林区・宮城野区
● 活動の形態	こども食堂	● 平均利用者数	30-50人（会場毎に異なる）	● 利用料金	こども無料。大人300円

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具体的な活動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	※事例6参照	●取組の効果	自身のスマホやPCなどを持たない未就学のこどもたちが、家庭外の大人と直接つながるツールは決して多くはない。文通はそのような数少ないツールの一つである。また、SNS利用率が高く文字や手紙を書く機会が少ない小中学生にとっては、文通は新鮮な体験となっている。手紙を出すボランティア（特にシニアやひとり暮らしのボランティア）にとっては、コロナによって「こども食堂」という活動の場を失いつつも、文通を通してこどもたちとのつながりが紡がれ、新たな生きがい・楽しみとなっている。なお、文通事業は、共同通信を介し海外メディアにも取り上げられた。 https://english.kyodonews.net/news/2020/05/cb0826ac3851-feature-childrens-cafeterias-using-covid-19-crisis-to-consolidate-community.html?fbclid=IwAR3LriB1HkWITgdhK1jQlhdRjRf7RXVQmB-jrd6fe4uYpAXVXu1WGdeT3K4
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	・文通事業（プロジェクト名「白やぎ」3月～） コロナ感染拡大前にこども食堂を利用していたこどもたちとボランティア間で文通を開始。約50人のこどもたちへ月1回手紙を発送している。手紙の中には、ボランティアからの手紙やクイズ、人気キャラクターを模した折り紙、ボランティアスタッフが描いた4コマ漫画、少年院のこどもたちからのメッセージカード、こどもたちと作れるかんたんレシピ、ペーパークラフト、マスクと返信用葉書等を入れている。 ※上記の事業を行うにあたり、2月下旬から3月第一週目に、コロナ禍での活動ガイドラインを公表、また団体内のIT・オンライン化を進めることで、社会的にも団体内においても、安心感や信頼感を得ることができた。これはその後数ヶ月に渡り、寄付をはじめとする様々な形として効果が出てきている。		●活動経費
				※事例6参照



事例9 つながる支援

分類： 居場所 オウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体

運営団体基本情報

● 運営団体名	特非) 秋田たすけあいネットあゆむ	● 代表者名	保坂ひろみ	● 所在地	秋田県秋田市山王臨海町4-6アザワビル103号
● スタッフ構成	有給スタッフ7名ボランティア25名	● 運営財源	寄附・補助金・自主財源		
● 連絡先	TEL:018-862-6777 Mail:akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp		● ホームページ(参考情報)	https://biog.goo.ne.jp/akitatasukeai	

新型コロナウィルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	こどもから高齢者まで	● 活動頻度	週6日	● 活動場所	団体事務所・所有施設みらい工房
● 活動の形態	食糧支援、無料弁当配布、DVシェルター	● 平均利用者数	10名/1日	● 利用料金	無料・施設使用料1泊1500円

[活動の特徴と新型コロナウィルス感染症対策]

具体的な活動	●新型コロナウィルス感染症拡大前	生活困窮者支援を中心に「子どもの貧困・連鎖の解消」「無償の学習支援」「制服リユース」「ひとり親サポート」「社会からの孤立」「ひとり親の社会復帰訓練」「高齢者の生活支援」「DVシェルターの運営」等に取り組んでいます。当団体の支援者はすべての事業で約2000人以上。秋田県全域をカバーし、困窮者、困難者への取組みを実施。	●活動経費	寄附・助成金・自主財源・クラウドファンディング
	●新型コロナウィルス感染症拡大後の取組と工夫	2月から「親子食堂」の開催を取りやめ、2月末から「緊急食糧支援」を開始。同時に増えるであろう「DV・虐待」の広報を強化した。親子食堂の代わりに「無料のお弁当配布」現時点で8回実施・お弁当配布時に「フードパントリー」も合わせて実施しています。緊急食糧支援は新聞・NHK・ラジオ出演もあり、普段の3倍以上の要請が秋田県内各地来る。宅配にて発送しているが、発送を待つ段ボールで外が見えなくなるくらい支援物資を発送した日もある。子育て世帯、単身世帯、高齢者まで、全ての世帯からの要請がきた。また、深夜のメールも多くなり、「お腹がすいて眠れない、助けてほしい、誰も助けてくれない」と高校生から深夜1時過ぎにメールが届く。ある日は「幼い子どもと車中にいます。助けてください」と夜中にお母さんからのSOSが増えました。DVや虐待の増加に素早く対応できるよう取組みを強化しました。「いち早くつながる」ことに力を入れています。コロナでなくても一人でも多く、助ける事に取り組み続けています。	●その他、特記事項	新聞・TV・ラジオへの出演を増やし、多くの困っている人への広報に力を入れた。ラインニュースやヤフーニュースにも出る事で、紙面から遠ざかっている世代にも伝える事ができた ★市町村基本情報 秋田県秋田市 秋田県中部の都市圏に位置する。 人口 300,000人 高齢化率46.8% (2020.4末)
●取組の効果	<p>多くの親子、世帯が食糧支援により、一時的な危機は脱することができ、無償で届けられる食品に急場をしのぐことができた。さまざま困りごとに素早く対応することで、問題解決を図れるよう連携を深めながらサポートできた。貧困県の秋田県の底上げに少しだが尽力できた。</p>  			



地域での子どもたちの生活をよく知る
小児科医監修

こども食堂・
フードパンtries
開設

簡易ハンドブック

発行者：NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

協力：金子淳子（小児科医・みんなや食堂主宰者）

監修者：藤岡雅司（小児科医・ふじおか小児科院長）

はじめに

新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、全国でこども食堂などの居場所の開催が難しくなっています。他方、「気になる子どもを放置できない」と今でも開催を継続している人たちもいます。また今後、地域の学校等の再開に伴い、居場所の再開を検討する人たちも増えてくるものと思います。

「開催か休止か」に正解はなく、私たちは主宰する方々が悩み抜いた末に出されたすべてのご判断を尊重します。同時に、開催の意向をもつ団体が内外の不安の声に押し切られて断念するこがないようにしたいとも思っています。

そのため今回、感染症対策にも詳しい小児科医の先生の監修で本ハンドブックを作成しました。開催の可否について検討される際にご活用いただくとともに、開催するかどうかを団体内で協議するとき、地域の方たちに開催についてのご理解をいただきたいとき、自治体と意見交換するとき、ご活用いただければ幸いです。

なお、緊急に作成することから、本ハンドブックはあくまでも暫定的なもので、今後の流行状況により変更される可能性のあること、ご了承ください。

むすびえ理事長 湯浅 誠

監修者より

新型コロナウイルスの流行によって、日本中、いや世界中の子どもたちには多くの制約が強いられています。流行の真っ只中で患者さんが急増している国や地域では、ある程度は仕方のないことでしょう。

しかしながら、新型コロナウイルスだけに目を奪われて、リスクをすべて排除するという生活が、子どもたちにとって望ましくないことは言うまでもありません。お勉強をすること、友だちと遊ぶこと、そして何より、楽しい食事をとること。これらは、子どもの権利であり、その健やかな成長にとって必要不可欠なものばかりです。

子どもという存在は、地域社会の未来であり、夢であり、希望です。子どもたちは日々成長を続けます。子どもたちの「今」という時間を大切にするため、正に今できることを、まず実行していきましょう。どのような状況にあっても、大人の知恵と工夫でできることはたくさんあるはずです。

このハンドブックが、そのための小さな力になればと願い、監修を担当させていただきました。新型コロナウイルス感染が終息し、子どもたちの元気な姿が町中に戻ってくるまで、みんなで力を合わせてがんばりましょう。

監修者 藤岡 雅司

小児科医。富田林医師会感染症対策委員会委員長、大阪小児科医会感染症対策委員会委員、日本外来小児科学会予防接種委員会副委員長、同アドボカシー委員会委員長、日本小児科医会公衆衛生委員会委員、日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会委員

こども食堂

の開催について



みんなや食堂の対策

マスクを着ける
など、スタッフ側だけでなく、一人ひとりが気をつけることが大切だね

1 換気
窓を開けて換気

2 間隔を空ける（席数を減らす）
机の間隔を広げて座る

3 （素手で）触らない
手袋をつけて触る

4 持ち帰り用のお弁当を準備
お弁当を用意してから

5 導線を分ける
弁当と食堂の間で導線を分ける

手洗いよもぎ

みんなや食堂 レポート漫画3月25日号(この時点での県内の患者発生5名)

(みんなや食堂@山口県宇部市の対策例(みんなや食堂提供))

1 開催準備段階

1

開催に際しては会場のある地域（小学校及び中学校区域など）における流行状況などを十分に勘案して決定する。

- ① 緊急事態宣言が発出されても一律に開催できないわけではない。
- ② 地域の保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校などで子ども間の感染が報告されている場合（職員間の感染は除く）、屋内会場での開催は控える。

2

開催告知に際し、以下に該当する人は参加できないことを事前に十分に知らせる。

- ① 感冒症状がある人
- ② 体温が37.5℃以上の人
- ③ 同居家族や職場などに「濃厚接触者」や「健康観察対象者」がいる人
- ④ 2週間以内に海外から帰国した人、及びその同居家族
- ⑤ 基礎疾患（心臓病、糖尿病、呼吸器疾患など）のある成人
- ⑥ 60歳以上の人

3

原則としてスタッフ（ボランティアも含む、以下同じ）はもちろん、参加者も小学生以上ではマスク着用で来場するよう告知し、手指消毒を徹底するため、マスクと擦込式アルコール消毒液を用意する。

4

スタッフは、日頃から同居家族以外での「密閉・密集・密接」を避け、不要不急の外出を控えると共に、健康状態の維持に留意する。

5

クレームやトラブルに対して、齟齬のない説明など適切な対応に当たる説明責任者を前もって決めておく。

2 開催当日

会場準備

1

開場まで待機する人たちのために「密閉・密集・密接」とならないよう十分な広さで換気できる場所を準備し、上記1-②に該当する人は参加できない旨を掲示する。

2

適当な数量のマスク、及び擦込式アルコール消毒液を用意しておく。

3

会場は、可能な限り「密閉・密集・密接」を避けるようなレイアウトとなるよう留意する。参加者が対面したり、混雑が生まれたりしないよう、来場から退場までの動線を工夫する。

4

参加者が取り分けをするピュッフェスタイルでの食事提供は行わない。調味料やドレッシング等を参加者同士が共有して使用しないよう調理の際に配慮する。

スタッフとして

1

上記1-②(6を除く)に該当するスタッフは会場には来てはならない。60歳以上のスタッフは参加者との直接の接触ができるだけ避けるよう留意する。

2

開催当日の運営(会場設営、案内、調理、配膳等)に関わるスタッフは、可能な限り集合時に体温測定(できれば皮膚に触れないタイプの体温計を用いる)と健康確認をおこなう。体温が37.5°C以上の人には速やかに帰る。

3

当日の運営スタッフは準備段階よりマスクを着用すると共に、必要に応じて、石鹼による入念な手洗いや擦込式アルコール消毒液による手指の清潔に努める。

② 開催当日

参加者に対して

1

開場までの待機場所で、可能であれば参加希望者の体温測定（できれば皮膚に触れないタイプの体温計を用いる）と健康状態などの確認をおこなう。

2

1-②に該当する人は参加できないことを、説明責任者から懇切丁寧に説明して理解していただく。なお、会場まで来て参加できない人に対しては、弁当などを渡して帰ってもらうことなどを検討しておく方が望ましい。

3

小学生以上の参加者についてはマスク着用とする。マスクを持参していない場合は準備していたマスクを提供する。

4

入場前に全員に対して擦込式アルコール消毒液による手指消毒をおこなう。乳幼児の場合は付添いの成人が擦込むようにする。

5

速やかに会場に誘導する。原則として座席は移動しないよう説明する。

その他

1

人が大勢集まる場所で楽しい雰囲気のとき、子どもは当然ながらはしゃぐものである。そのような子どもの特性を考えれば、過度に制限し過ぎるのも好ましくない。

2

できるだけ多くの地域住民を運営側に巻き込むよう心がけることが、リスク管理としては最も重要であることをスタッフ全員で共有しておくことが望ましい。

フードパントリー

の開催について



提供・チャイルドケアセンター



提供・フードバンク八王子

1 開催準備段階

1

開催に際しては会場のある地域（小学校及び中学校区域など）における流行状況などを十分に勘案して決定する。

- ① 緊急事態宣言が発出されても一律に開催できないわけではない。
- ② 地域の保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校などで子ども間の感染が報告されている場合（職員間の感染は除く）、屋内会場での開催は控える。

2

開催告知に際し、以下に該当する人は参加できないことを事前に十分に知らせる。

- ① 感冒症状がある人
- ② 体温が37.5℃以上の人
- ③ 同居家族や職場などに「濃厚接触者」や「健康観察対象者」がいる人
- ④ 2週間以内に海外から帰国した人、及びその同居家族
- ⑤ 基礎疾患（心臓病、糖尿病、呼吸器疾患など）のある成人
- ⑥ 60歳以上の人

3

原則としてスタッフ（ボランティアも含む、以下同じ）はもちろん、参加者も小学生以上ではマスク着用で来場するよう告知し、手指消毒を徹底するため、マスクと擦込式アルコール消毒液を用意する。

4

スタッフは、日頃から同居家族以外での「密閉・密集・密接」を避け、不要不急の外出を控えると共に、健康状態の維持に留意する。

5

クレームやトラブルに対して、齟齬のない説明など適切な対応に当たる説明責任者を前もって決めておく。

2 開催当日

会場準備

1

開場まで待機する人たちのために「密閉・密集・密接」とならないよう十分な広さで換気できる場所を準備し、上記1-②に該当する人は参加できない旨を掲示する。

2

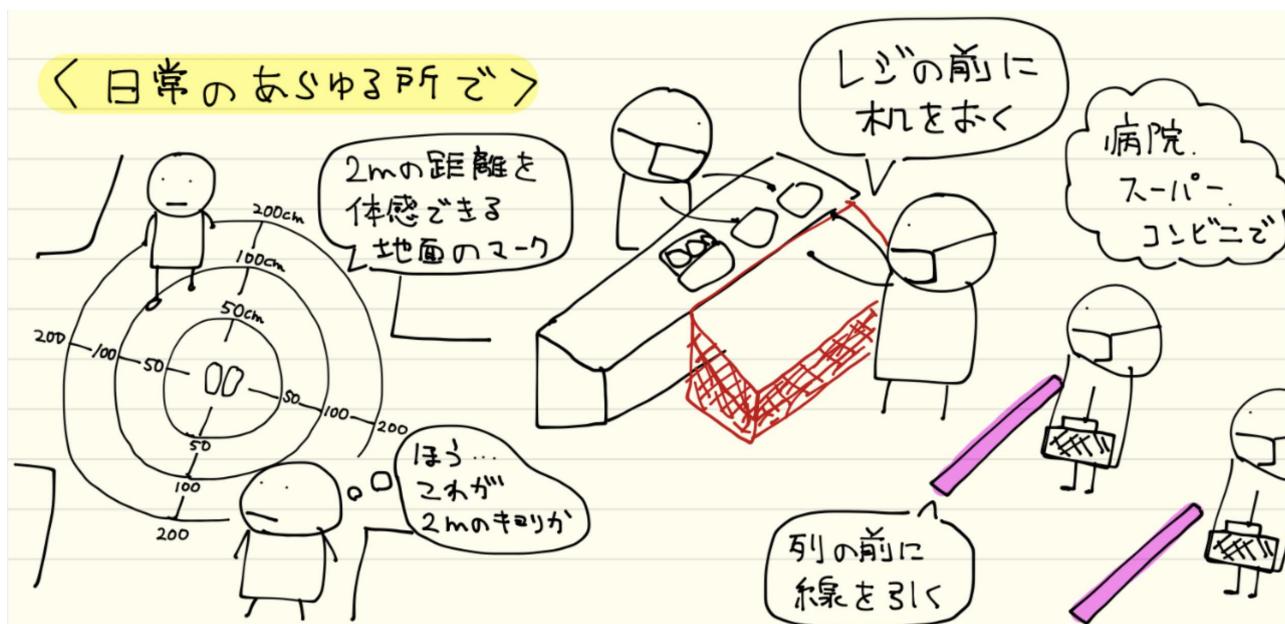
適当な数量のマスク、及び擦込式アルコール消毒液を用意しておく。

3

会場は、可能な限り「密閉・密集・密接」を避けるようなレイアウトとなるよう留意する。参加者が対面したり、混雑が生まれたりしないよう、来場から退場までの動線を工夫する。

4

食材提供場所（カウンターなど）で、参加者との距離をとる（2m）、スーパー・コンビニのレジのようにフィルターを貼って飛沫感染を防止する、列に並ぶ際には間隔を空けるなどの工夫をおこなう。



(諏訪中央病院総合診療科の玉井道裕医師が作成した「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書（全国版）」より)

② 開催当日

スタッフとして

1 上記1-②(6を除く)に該当するスタッフは会場には来てはならない。60歳以上のスタッフは参加者との直接の接触ができるだけ避けるよう留意する。

2 開催当日の運営(会場設営、案内、調理、配膳等)に関わるスタッフは、可能な限り集合時に体温測定(できれば皮膚に触れないタイプの体温計を用いる)と健康確認をおこなう。体温が37.5°C以上の人には速やかに帰る。

3 当日の運営スタッフは準備段階よりマスクを着用すると共に、必要に応じて、石鹼による入念な手洗いや擦込式アルコール消毒液による手指の清潔に努める。

参加者に対して

1 開場までの待機場所で、可能であれば参加希望者の体温測定(できれば皮膚に触れないタイプの体温計を用いる)と健康状態などの確認をおこなう。

2 1-②に該当する人は参加できないことを、説明責任者から懇切丁寧に説明して理解していただく。なお、会場まで来て参加できない人に対しては、弁当などを渡して帰ってもらうことなどを検討しておく方が望ましい。

3 小学生以上の参加者についてはマスク着用とする。マスクを持参していない場合は準備していたマスクを提供する。

4 入場前に全員に対して擦込式アルコール消毒液による手指消毒をおこなう。乳幼児の場合は付添いの成人が擦込むようにする。

5 速やかに会場に誘導する。原則として座席は移動しないよう説明する。

参考

(更新されますので最新の情報にアクセスして下さい)

1

日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=326&fbclid=IwAR3kbBNX5Cby7TckVtjV4zeJPSKF1ZD3tzW1LCNhN2Tzdc_tTkT2EzJwOSo



2

諏訪中央病院総合診療科の玉井道裕医師 「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書」

<http://www.suwachuo.jp/info/2020/04/post-117.php>



3

日本赤十字社 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう! ~負のスパイラルを断ち切るために~

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html



感染防止に配慮した事例の横展開にかかる事例募集要領

1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの方々が外出を控え、また、子ども食堂・通いの場などのつながり支援を行う団体（以下、「支援者」といいます。）の多くが活動を休止せざるを得ない状況となりました。その結果、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定され、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめとして、孤立化や心身の健康への影響が懸念されているところです。

本募集は、各地域の実情に応じて感染防止に配慮したつながり支援の取組を行っている事例を募集し、更なるつながり支援の促進を図るための参考として、これを広く一般に周知します。

2. 募集事例

新型コロナウイルス感染症拡大後において実施している感染防止に配慮したつながり支援（居場所づくり・見守り支援等）に関する取組事例を募集します。

[取組例]

- ・子ども食堂をフードパントリーや食糧宅配に切り替え、食糧支援を継続するとともにアウトリーチに取組んでいる事例
- ・子育てサロンをオンラインサロンに切り替え、継続して居場所づくりに取り組んでいる事例
- ・マスク作りを通して、ステイホームから地域へのつながりづくりの再構築を行った事例
- ・回覧板に交換日記の機能を加え、外出自粛生活の中でもつながりを感じ合うことができる事例
- ・感染防止に配慮したつながり支援を実施するための、支援者向けハンドブックの作成
- ・生活支援コーディネータが住民を促し、住民主体での声の掛け合い実施している事例

3. 募集期間等

令和2年7月1日（水）～7月31日（金）

※ 募集期間後の事例募集については社会情勢等を鑑みて検討します。

4. 応募方法

別添1「事例応募様式記入要領」を参照の上、別添2「応募事例連絡票」及び別添3「事例応募様式」に所定事項を入力し、下記送付先宛電子メールで御提出してください。

<応募様式の送付先・問合せ先>

厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付 政策統括室 政策第五班 片倉
TEL : 03-3595-2159

Mail : katakura-ryouta.bo1@mhlw.go.jp

5. 事例等の選定

以下の事例選定方針に基づき、厚生労働省において応募事例の取組内容等について確認の上、事例を選定する。なお、選定にあたっては、必要に応じて外部有識者に意見を聞くこととします。

＜選定方針＞

- ・感染防止に配慮したつながり支援として効果的な取組であること
- ・適切な感染症対策を講じた取組であること
- ・資金・物資・人員等に鑑み、他の団体でも取り入れができる取組であること

6. 事例の公表

「5. 事例等の選定」により選定された事例は、厚生労働省ホームページにおいて公表します。

＜掲載ページ＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html

7. 留意事項

- (1) 応募した文書の著作権及びこれに付随する一切の権利は、当省に帰属するものとします。
- (2) 事例様式の各項目（風景写真を含む）について、選定された際には、厚生労働省ホームページにおいて公表しますので、記載内容や写真等については必ず本人の同意を得たうえで応募ください。
- (3) 応募事例の内容の詳細を確認するため、厚生労働省より応募者あて照会を行うことがあります。
- (4) 応募者及び取組の内容について、厚生労働省所管法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、公表するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

新型コロナウイルス感染症拡大後の居場所づくり見守り支援等の 事例集提供様式記入要領

新型コロナウイルス感染症拡大後の居場所づくり見守り支援等の取組事例について、下記事項を御確認の上、「応募事例連絡票」及び「事例応募様式」に所定事項を入力し「3. 照会・提出先」あて御応募願います。

1. 「応募事例連絡票」（エクセルファイル）について

応募いただく取組事例について以下の事項を入力してください。

なお、当該連絡票の内容については、取組事例一覧として、(3)② 担当者氏名を除き公表されます。

(1) 取組の名称

事例として応募いただく取組の名称を入力してください。(例:オンラインの子育てサロン)

(2) 運営団体基本情報

事例を実施している運営団体名称を入力してください。(例: NPO 法人●●●●)

(3) 連絡先

応募いただく事例の内容等について、厚生労働省や他の団体から照会等を行う際の連絡先を入力してください。

① 担当者氏名

御担当者様の氏名を入力してください。

② 電話番号

電話番号を入力してください。

③ メールアドレス

メールアドレスを入力してください。

(4) 都道府県

運営団体の所在する都道府県を入力してください。

(5) 感染拡大前取組名称

感染拡大前の取組について、該当するものは「●」を選択してください。(複数選択可)

(6) 感染拡大後対象者

感染拡大後の取組の対象者について、該当するものは「●」を選択してください。(複数選択可)

(7) 感染拡大後取組内容

感染拡大後の取組について、該当するものは「●」を選択してください。(複数選択可)

(8) 備考

事例応募にあたり留意事項等（公開不可情報等）ございましたら入力してください。

2. 「事例応募様式」（パワーポイントファイル）について

(1) 事例基本情報

① 取組の名称

事例として応募いただく取組の名称を入力してください。(例: オンラインの子育てサ

ロン)

② 分野

事例として応募いただく取組の分野（居場所づくり・アウトリーチ・相談・学習支援・見守り・住民主体の活動）に該当するものをオレンジ色で塗りつぶしてください。なお、該当する分野が無い場合、またはその他記載したい取組の分野がある場合は、空欄の枠に自由に入力してください。（複数選択可）

③記入日

事例の記入日を入力してください。

（2）運営団体基本情報

事例として応募いただく取組を実施している運営団体の基本情報を入力してください。なお、公表に差し支えある事項につきましては、事例提供時に併せてお知らせください。

① 運営団体名

事例を実施している運営団体名称を入力してください。（例：NPO 法人●●●●）

② 代表者名

運営団体の代表者名を入力してください。

③ 所在地

運営団体の住所を入力してください。

④ スタッフ構成

運営を行っているスタッフの情報（職種、人数、ボランティア等）を入力してください。

⑤ 運営財源

運営財源（自治体の補助金、寄付、利用者負担等）を入力してください。

⑥ 連絡先

電話番号及びメールアドレスを入力してください。

⑦ ホームページアドレス（参考情報）

運営団体の活動内容等が分かるホームページや参考 URL がございましたら入力ください。

（3）新型コロナウイルス感染症対策感染拡大前の事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大前の団体の事業実施内容について入力してください。

① 対象者層

対象者を入力してください。（子ども・ひとり親・高齢者 等）

② 活動頻度

活動頻度を入力してください。（毎日・週 1 回（水曜日）・月 2 回（第 2、第 3 木曜日）等）

③ 活動場所

活動場所を入力してください。

④ 活動の形態

「高齢者サロン」・「子ども食堂」・「母親サロン」等、活動形態を簡略に入力してください。

⑤ 平均利用者数（1 日（回）あたり）

1日（回）あたりの平均利用者数を入力してください。

⑥ 利用料金

1日（回）あたりの利用料金を入力してください。

（4）活動の特徴と新型コロナウイルス感染症対策

① 具体的な活動

●新型コロナウイルス感染症拡大前

新型コロナウイルス感染症拡大前に行っていた具体的な活動内容を入力してください。事業を始めた思い、対象者・活動場所・実施手法・実施場所等などが分かるよう記載していただけますと幸いです。

●新型コロナウイルス感染拡大後の取組と工夫

新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫を入力してください。

② 取組の効果

上記活動内容（特に新型コロナウイルス感染拡大後の取組）がどの様な点で居場所づくり・アウトリーチの役割を果たしているかといった取組の効果を記載して下さい。

③ 活動経費

必要経費及び経費の捻出方法、食材の無償提供の有無等を入力してください。

④ その他、特記事項

活動を行っている地域の状況（人口規模、高齢化率、都市部・郡部等）のほか、本事業に取り組んでの感想、今後の展望、参加者の声等を自由に入力してください。

⑤ 実施風景等

事例紹介に掲載するための実施風景が分かる写真を御提供ください。

3. 照会・提出先

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室 片倉

TEL : 03-3595-2159 (内線 7699)

Mail : katakura-ryouta.bo1@mhlw.go.jp

応募事例連絡票

事例● 取組の名称

分類： 居場所 アウトリーチ 相談 学習支援 見守り 住民主体

運営団体基本情報

● 運営団体名		● 代表者名		● 所在地	
● スタッフ構成		● 運営財源			
● 連絡先	TEL: _____ Mail: _____	● ホームページ（参考情報）			

新型コロナウイルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	● 活動頻度	● 活動場所
● 活動の形態	● 平均利用者数	● 利用料金

[活動の特徴と新型コロナウイルス感染症対策]

●新型コロナウイルス感染症拡大前	●活動経費	●その他、特記事項	★市町村基本情報 □□県△△町 □□県中部の都市圏に位置する。 人口 00,000人 高齢化率00.0% (2020.4末)
●新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫			
●取組の効果	実施風景（写真）		